

第 8 回 軽米町議会定例会

令和 6 年 3 月 1 3 日 (水)
午後 2 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 軽米町総合開発審議会条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 軽米町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 軽米町児童クラブ設置条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 軽米町防災会議条例の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 軽米町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 令和 5 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 令和 5 年度軽米町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 令和 6 年度軽米町一般会計予算
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 2 号 | 令和 6 年度軽米町国民健康保険特別会計予算
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 3 号 | 令和 6 年度軽米町介護保険特別会計予算
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 4 号 | 令和 6 年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |

- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 6 年度軽米町水道事業会計予算
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和 6 年度軽米町下水道事業会計予算
(令和 6 年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 5 年度軽米町一般会計補正予算 (第 1 1 号)
- 日程第 1 8 議員派遣の件
- 日程第 1 9 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 0 議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 1 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育委員会教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	竹澤泰司君
監査委員	西山隆介君
監査委員会事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君
議会事務局主事	松坂俊也君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。それでは、ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案1件の追加提案がありました。配布してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加提案された議案1件の取扱いについては、3月11日、令和6年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、本会議場において審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

また、本日付で人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会改革調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第16号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第16、議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算までの16件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第16号までの16件について、特別委員会での審査の結果の報告を求めます。

令和6年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会委員長、上山誠君。

〔特別委員長 上山 誠君登壇〕

○特別委員長（上山 誠君） 本定例会におきまして令和6年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会に付託された議案は、議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例から議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算までの16件でありました。

当委員会は、3月6日から3月11日まで4日間、役場3階会議室において当局の出席の下、提案理由の補足説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論がなされるとともに慎重な審議がなされました。

中でも議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例についてですが、新設される政策推進課の役割や在り方に質疑がなされました。

また、議案第11号 令和6年度軽米町一般会計予算では、地域おこし協力隊推進事業関係では募集や応募状況、現在採用している地域おこし協力隊の活動状況について、かるまい文化交流センターイベント開催事業関係では宇漢米館で開催予定のイベントの内容について、消防費では減少している消防団員数や活動費について、消防団と自主防災組織の連携について、農業費では近年急増しているイノシシ、ニホンジカ、熊などの被害状況と町の鳥獣被害対策事業の電気柵や狩猟免許等に対する町の補助について、また青少年ホームの解体撤去費用についての跡地利用と町有地の利活用について質疑がなされました。以上について資料を求めながら慎重審議を行い、終始活発な議論がなされました。

結果について報告します。一部の議案に反対がありましたので、採決は3回に分けて行いました。議案第12号と議案第14号については賛成多数で可と決し、議案第1号から議案第11号及び議案第13号、議案第15号、議案第16号の14件については全会一致で可と決したことを報告いたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については、特別委員会において全会一致で可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第12号及び議案第14号について討論を求めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、議案第12号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。議案第12号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で発言いたします。

軽米町の国民健康保険加入世帯は約1,500世帯、被保険者数は2,000人

前後ということです。このうち国民健康保険税を納めることができなくて、正規の1年間有効の保険証ではなく、3か月の短期保険証の対象となっている方は79人いるということでした。少しずつでも滞納を減らしたいが、納めたくても納められない方も多いと思います。

国民健康保険法の目的は、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」です。短期の保険証交付というペナルティーは、この国民保健の向上に寄与するということにも反するのではないのでしょうか。

今物価高騰が止まりません。第2次石油ショックというときがありましたが、その影響が残る1982年以来、実に41年ぶりという歴史的な物価高騰という調査もあります。また、本日の新聞ではエンゲル係数過去最高という報道がありました。コロナ禍もまだ続いている中、安心して暮らせるよう、短期の保険証交付というペナルティーを科すべきではないと考えます。特に高齢者は、医療を必要とする機会が多くなります。

地方自治体が子供の医療費助成をすると、国保の国庫負担を減額するという調整措置、いわゆるペナルティーについては、令和6年度から18歳未満までを対象に廃止することを正式に決定したと政府は言っております。このことにより生まれる財源を活用して、令和6年度から子供の均等割全額免除にその財源を活用していただきたいと思います。就学前の子供の分については、令和4年度実績の金額からいっても21万8,450円ということでした。今子供の数がまた減っておりますので、この21万円、22万円前後で就学前の子供の全額免除ができることとなります。

子供の短期の保険証も発行しているということでしたが、その子供たちは何歳なのかよく分かりませんが、以上のことについて、私はこの議案第12号に反対いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） 議案第12号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

令和6年度の軽米町国民健康保険特別会計予算案は、岩手国保運営方針に基づいて一般会計からの法定外繰入れを実施することがなく、また国保保険者としての財源確保に一定の努力が見られます。

国民健康保険の短期保険証の発行は、安易に滞納整理を進めるものではなく、滞納されている方の相談の機会の確保に努めているところであり、令和6年2月現在

の短期保険証の発行世帯が令和5年10月と比較して減少されるなど、短期保険証の発行による納税相談が一定の効果として現れていると伺いました。税の公平、公正を確保するという観点から、保険税未納の状況など、それぞれの状況を見極め、納税者が不公平感を抱かないよう、完納者と同等に扱うことについてはいろいろ議論があると考えられます。

また、未就学児の均等割保険料の軽減については令和4年度から実施されており、未就学児世帯の負担軽減が図られております。

町当局では、被保険者数が減少傾向で国税の自主財源確保が厳しい中、町民の心と体の健康づくりに取り組むとともに、医療費の抑制に努めることとしております。

そこで、各課連携した取組を評価いたしまして、本議案の賛成討論といたします。

私の賛成討論にご賛同くださることをお願いいたしまして討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

議案第12号の討論を終わります。

次に、議案第14号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第14号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で発言します。

後期高齢者医療保険制度は、2008年4月から始まり、16年が経過しました。2年ごとに保険料の見直しが行われ、令和6年度は改定の年度に当たっております。担当課からは、若干の引上げがある見込みという説明がありました。若干といたしましても高齢者だけの世帯、年金は今この物価高騰に見合ったほど上がっておりません。国民年金暮らしにとっては、介護保険料も引かれます。また、75歳を超えると、ほかの年齢より病気を抱えることが多くなり、医療費や、また介護を利用する、そういう料金もかかってきます。ある方は、町の高齢者サービスで行われている弁当が配られておりますが、負担金が1食200円でしたか、その弁当を2食に分けて食べている、また3食の人もあるらしいよという声も聞きました。本当に物価高騰の中、高齢者の生活は大変厳しくなっていると思います。

岸田政権は、全世代型社会保障などと言って、後期高齢者の保険料の伸び率を現役世代と同じにするとして負担増を求めています。少子化対策の財源確保、国は現

役世代の負担軽減などと言って、健康保険や国保に加入する人の出産育児一時金の増額分なども拠出するとして、今回の保険料の算定に含まれるようです。出生数の減少、少子化の進行によって現役世代の負担が重くなったのでは、今度は後期高齢者が現役世代に財政支援をするというのは、75歳で医療制度を切り分けた意味もなく、本末転倒ではないでしょうか。

後期高齢者医療制度については、岩手県全体で広域連合で経理しておりますが、その議会の中身はどういう内容だったのか、審議内容はよく分かりませんが、今回のこの引上げについて、どういう理由で皆さんが賛成したのか分かりませんが、今の高齢者の生活実態、この物価高騰の中で、多少とはいえ上げるべきではないと考えます。それで、さらなる高齢者への負担増に対し反対するというところで、私はこの広域連合の予算については分かりませんが、まず上がるということはこの予算書に反映されております。

以上のことによりまして、この令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算について反対をするものです。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） 議案第14号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算に対しまして、賛成の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療保険制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が保険者となり、医療保険制度を運営しております。

岩手県後期高齢者広域連合では、岩手県全市町村統一の保険料算定基準を2年ごとに見直しを行うもので、医療給付費総額の増額などに当たり、現行の保険料率では財源不足が見込まれることから、令和6年度、令和7年度の保険料の引上げを行おうとするものです。

また、低所得者に対する均等割額の軽減措置を実施し、低所得者の保険料負担に配慮した保険料となっています。保険料の納付に関しては、町では未納の方に対して納付の相談を継続して行っておりますし、保険料負担の公正、公平の確保に努めているものです。

令和6年度の軽米町後期高齢者医療特別会計予算は、岩手県後期高齢者医療広域連合が定めた取扱いに基づいて増加し続ける社会保障の中、保険料の公正、公平と制度の安定的な維持に努めている内容であると考えられます。

以上のことから議案第14号について賛成するものです。私の賛成討論にご賛同くださることをお願い申し上げまして討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は3回に分けて行います。

議案第12号及び議案第14号をそれぞれ1件ずつ、議案第1号から議案第11号までと議案第13号、議案第15号及び議案第16号の合わせて14件の3回です。

議案第12号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第12号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計予算は原案を可決することに決定しました。

議案第14号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第14号 令和6年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算は原案を可決することに決定しました。

次に、議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例から議案第11号 令和6年度軽米町一般会計予算までと議案第13号 令和6年度軽米町介護保険特別会計予算、議案第15号 令和6年度軽米町水道事業会計予算及び議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算の14件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号から議案第11号までと議案第13号、議案第15号及び議案第16号の14件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号から議案第11号までと議案第13号、議案第15号及び議案第16号の14件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町課等設置条例の一部を改正する条例から議案第11号 令和6年度軽米町一般会計予算までと議案第13号 令和6年度軽米町介護保

険特別会計予算、議案第15号 令和6年度軽米町水道事業会計予算及び議案第16号 令和6年度軽米町下水道事業会計予算の14件は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第17、議案第17号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第17号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第11号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ990万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,109万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、5ページを御覧ください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費の12節委託料の除雪業務委託料を990万円増額するものでございます。除雪業務委託料につきましては、現計予算内での対応を見込んでおりましたが、2月25日から26日にかけての大雪により本年度予算の除雪業務委託料の執行残が少額となり、今後の除雪作業に対応することができないため、増額するものでございます。

次に、2ページを御覧ください。繰越明許費の追加設定についてご説明申し上げます。1つ目が8款土木費、2項道路橋りょう費の公用車購入事業549万9,000円でございます。3トン級強化ダンプを購入するものですが、現在発注車両のプログラム不具合により出荷が停止され、プログラム修正後の国土交通省の出荷再開の決定を待っている状況でございます。そのため、年度内の納品が厳しいことから、令和6年度に繰越しして事業を行うものでございます。

2つ目は、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の農地等小規模災害復旧事業47万8,000円でございます。昨年8月の豪雨により被災した農地の小規模災害復旧事業に係る補助金でございますが、先月の大雪の影響等により年度内の事業完了ができない見込みであることから、令和6年度に繰越しして事業を行うものでございます。

なお、本事業につきましては4件の事業申請があり、1件が完了し、3件について繰越しする見込みでございます。

議案第17号につきまして、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第11号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

したがって、議案第17号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（松浦満雄君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

この議員派遣の件については、軽米町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することになっております。

お諮りします。配布しております令和6年度議員派遣一覧表のとおり、令和6年度の議会閉会中における各種会議、議員研修及び調査等に本議会の議員を派遣したいと思えます。また、派遣議員については、その都度議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和6年度議会閉会中における各種会議、議員研修等への派遣については、令和6年度議員派遣一覧表のとおりとし、派遣議員についてはその都度議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣を決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣をすることに決定しました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第19、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第20、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。議会改革調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第21、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの

申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君）　ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長　山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君）　議長の許可をいただきましたので、第8回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、2月28日に開会以来、本日までの15日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、条例の一部改正に関する議案8件、一般会計ほか補正予算に関する案件3件、令和6年度一般会計ほか当初予算案6件の合わせて17件の議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、昨年12月に開館いたしましたかるまい文化交流センターの記念イベントの開催や管理運営等について、たくさんのご意見、ご提言等をいただくとともに、令和6年度の主要事業の取組に対しまして熱心にご議論いただきました。

また、組織機構の見直しにつきましてもご理解いただきまして感謝申し上げます。新年度より新たな体制により業務を進め、住民サービスの向上に努めてまいります。議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましても、今後の町政運営に当たり、十分配慮して努めてまいりたいと存じます。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君）　会議を閉じます。

これをもって第8回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午後　2時36分）